

新規化学物質等に係る試験の方法について（改正案）

改正案	現行
＜微生物等による化学物質の分解度試験＞ I：微生物による化学物質の分解度試験（301C 相当） I－I・I－II （略） I－III 活性汚泥の調製 1～7 （略） 8 活性汚泥の活性度の点検 <u>基準物質</u> を用いて少なくとも 3 ヶ月に 1 回定期的に活性度を点検する。試験法はI－IVに準ずる。特に、新旧活性汚泥を混合したときは、旧活性汚泥との関連性に留意する。 （略） I－IV 試験方法 1 （略） 2 基礎培養基 <u>JIS K0102-1:2023 の 18</u> で定められた組成の A 液、B 液、C 液及び D 液それぞれ 3ml に水を加えて 1L とする。 3 被験物質の添加及び試験の準備 次の試験容器（各 300ml）を準備し、これらを試験温度に調整する。なお、被験物質が水に試験濃度まで溶解しない場合は、可能な限り微粉碎したものをを用い、溶媒や乳化剤は使用しない。 3－1・3－2 （略） 3－3 基礎培養基に <u>基準物質（アニリン、酢酸ナトリウム又は安息香酸ナトリウム）</u> が 100mg/L となるように添加したものを入れた試験容器 1 個 3－4 （略） 4 活性汚泥の接種 3－2、3－3 及び 3－4 の試験容器に <u>JIS K0102-1:2023 の 14.2</u> で定められた懸濁物質濃度が 30mg/L になるように活性汚泥を接種する。ただし、3－2については必要な場合には接種の前に溶液の pH を 7.0 に調整する。なお、活性汚泥は合成下水を添加してから 18～24 時間後のものを使用する。 5 （略） 6 試験結果の算出方法 6－1 試験条件の確認 試験終了時の被験物質の分解度の最大値と最小値の差が 20%未満であり、酸素消費量から求めた I－IV の 3	＜微生物等による化学物質の分解度試験＞ I：微生物による化学物質の分解度試験（301C 相当） I－I・I－II （略） I－III 活性汚泥の調製 1～7 （略） 8 活性汚泥の活性度の点検 <u>標準物質</u> を用いて少なくとも 3 ヶ月に 1 回定期的に活性度を点検する。試験法はI－IVに準ずる。特に、新旧活性汚泥を混合したときは、旧活性汚泥との関連性に留意する。 （略） I－IV 試験方法 1 （略） 2 基礎培養基 <u>JIS K0102-2016 の 21</u> で定められた組成の A 液、B 液、C 液及び D 液それぞれ 3ml に水を加えて 1L とする。 3 被験物質の添加及び試験の準備 次の試験容器（各 300ml）を準備し、これらを試験温度に調整する。なお、被験物質が水に試験濃度まで溶解しない場合は、可能な限り微粉碎したものをを用い、溶媒や乳化剤は使用しない。 3－1・3－2 （略） 3－3 基礎培養基に <u>アニリン</u> が 100mg/L となるように添加したものを入れた試験容器 1 個 3－4 （略） 4 活性汚泥の接種 3－2、3－3 及び 3－4 の試験容器に <u>JIS K0102-2016 の 14.1</u> で定められた懸濁物質濃度が 30mg/L になるように活性汚泥を接種する。ただし、3－2については必要な場合には接種の前に溶液の pH を 7.0 に調整する。なお、活性汚泥は合成下水を添加してから 18～24 時間後のものを使用する。 5 （略） 6 試験結果の算出方法 6－1 試験条件の確認 試験終了時の被験物質の分解度の最大値と最小値の差が 20%未満であり、酸素消費量から求めた I－IV の 3

－ 3 の<u>基準物質</u>の分解度が 7 日後に 40%を超えかつ 14 日後に 65%を超えるときは、この試験は有効とする。 6－2・6－3 （略） I－V （略） Ⅱ：微生物による化学物質の分解度試験（301F 相当） Ⅱ－Ⅰ～Ⅱ－Ⅲ （略） Ⅱ－Ⅳ 試験方法 1～3 （略） 4 植種源の接種 3－1～3－3 の試験容器に <u>JIS K0102-1:2023 の 14.2</u> で定められた懸濁物質濃度が 30mg/L となるように植種源を接種する。ただし、3－1 については必要な場合には接種の前に溶液の pH を 7.4±0.2 に調整する。 試験容器を追加する場合は 3－5～3－9 にも同様に植種源を接種する。ただし、3－5～3－9 については必要な場合には接種の前に溶液の pH を 7.4±0.2 に調整する。 5・6 （略） Ⅱ－Ⅴ （略）	－ 3 の<u>アニリン</u>の分解度が 7 日後に 40%を超えかつ 14 日後に 65%を超えるときは、この試験は有効とする。 6－2・6－3 （略） I－V （略） Ⅱ：微生物による化学物質の分解度試験（301F 相当） Ⅱ－Ⅰ～Ⅱ－Ⅲ （略） Ⅱ－Ⅳ 試験方法 1～3 （略） 4 植種源の接種 3－1～3－3 の試験容器に <u>JIS K0102-2016 の 14.1</u> で定められた懸濁物質濃度が 30mg/L となるように植種源を接種する。ただし、3－1 については必要な場合には接種の前に溶液の pH を 7.4±0.2 に調整する。 試験容器を追加する場合は 3－5～3－9 にも同様に植種源を接種する。ただし、3－5～3－9 については必要な場合には接種の前に溶液の pH を 7.4±0.2 に調整する。 5・6 （略） Ⅱ－Ⅴ （略）
---	---

＜魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験＞	＜魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験＞
I：魚を用いた濃縮度試験（水暴露法）	I：魚を用いた濃縮度試験（水暴露法）
I－I・I－II（略）	I－I・I－II（略）
I－III 試験方法	I－III 試験方法
1（略）	1（略）
2 試験に用いる装置及び材料	2 試験に用いる装置及び材料
2－1・2－2（略）	2－1・2－2（略）
2－3 試験魚	2－3 試験魚
2－3－1 魚種を選択 コイ又はメダカ（ <u>ミナミメダカ</u> ）が推奨されるが、試験法解説に示す他の魚種を使用してもよい。	2－3－1 魚種を選択 コイ又はメダカ（ <u>ヒメダカ</u> ）が推奨されるが、試験法解説に示す他の魚種を使用してもよい。
2－3－2・2－3－3（略）	2－3－2・2－3－3（略）
3 試験の実施	3 試験の実施
3－1～3－4（略）	3－1～3－4（略）
3－5 試験水濃度	3－5 試験水濃度
3－5－1 急性毒性試験の実施（LC50 測定） 本通知で定められた魚類毒性試験、 <u>JIS K0102-5：2024 の 6.3</u> で定められた方法又は OECD テストガイドライン 203 で定められた方法に準じて急性毒性試験を実施する。ただし、被験物質の最大無影響濃度（NOEC）のデータが得られている場合は実施しなくてもよい。	3－5－1 急性毒性試験の実施（LC50 測定） 本通知で定められた魚類毒性試験、 <u>JIS K0102-2016 の 7L</u> で定められた方法又は OECD テストガイドライン 203 で定められた方法に準じて急性毒性試験を実施する。ただし、被験物質の最大無影響濃度（NOEC）のデータが得られている場合は実施しなくてもよい。
3－5－2（略）	3－5－2（略）
3－6～3－8（略）	3－6～3－8（略）
4～6（略）	4～6（略）